

野鳥の死亡に伴う鳥インフルエンザ検査（病原性）の結果について

1 概要

令和7年3月12日(水)に福島市飯坂町東湯野地内において発見した死亡野鳥について、環境省が実施した病原性検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されましたのでお知らせします。

番号	場所	種名	回収日	簡易検査	病原性等検査結果	監視重点区域指定状況
1	福島市飯坂町東湯野地内	ノスリ 1羽	3/12	3/12 陽性	3/18 高病原性	3/12 指定

2 対応

- 高病原性が確定したことにより、野鳥監視重点区域の設定が継続されますので、監視強化等の対応を継続してまいります。
(期間：野鳥回収日の次の日から28日間(4月9日(水)24時まで)

3 留意事項

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。
- 野鳥の扱いや相談窓口については自然保護課ホームページをご覧ください。